

# 公認水泳指導員及び基礎水泳指導員に関する 講習・検定試験の免除規程

公益財団法人 日本水泳連盟

## 第1条（設置の根拠）

この規程は、公益財団法人 日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）公益財団法人 日本体育協会（以下（公財）日本体育協会という。）公認水泳指導員・公認水泳上級指導員規則第10条及び本連盟基礎水泳指導員規則第9条の規定に基づき設置する。

## 第2条（免除の対象）

次の者を免除の対象とする。別表(p26)

- (1) 基礎水泳指導員または公認水泳指導員の受講・受験の出願者。  
別表区分のア、イ、ウに属する者。
- (2) 満20歳に達した者で、各競技（競泳、飛込み、水球、シンクロ、OWS）において、本連盟が選考して国際大会に出場した選手及び選手を育成した監督・コーチ、並びに日本選手権において入賞した選手及び選手を育成した監督・コーチ。  
別表区分のエに属する者。
- (3) （公財）日本体育協会認定校である免除適応校においては、指定された加盟団体が実施する専門科目検定試験を受験して合格した者

## 第3条（免除の内容）

- (1) 第2条（1）に属する者に対しては、本人からの申し出があれば、実技講習の内別表に定める科目に限り免除する。
- (2) 第2条（2）に属する者に対しては、水泳指導員の専門科目の講習及び検定試験のすべてを免除する。
- (3) 第2条（3）に属する者に対しては、コーチ資格への受講を条件として、申請があれば本連盟地域指導者委員会で審査の上、講習及び検定試験のすべてを免除する。  
（アスリート免除対象者）

## 第4条（提出書類）

- (1) 第2条（1）に属する者は、申請書、講習の免除を証明できる書類の写しを付けて、加盟団体地域指導者（普及）委員長に申請すること。
- (2) 第2条（3）に属する者は、申請書、免除を証明できる書類の写し及び審査料5,000円（振込証明書貼付）を付けて、本連盟地域指導者委員長に申請する。審査の結果については、申請者本人と申請者が所属する加盟団体に通知する。該当する者については、免除資格を得た年度を含めて4年以内に申請する。

## 第5条（受講料・受験料の取り扱い）

- (1) 第2条（1）に属する者に対しては、加盟団体に納入する受講料・受験料の減免は行わない。
- (2) 第2条（2）に属する者については、受講料・受験料は徴収しない。
- (3) 第2条（3）については、本連盟に審査料5,000円を納入する。

## 付則（免除適応校による養成講習後の検定）

（公財）日本体育協会認定校である免除適応校においては、指定された加盟団体が実施する専門科目検定試験を受験すること。

## （施行）

この規則は、平成 17年4月1日 施行  
平成 23年4月1日 改正  
平成 24年4月1日 改正

## (別表)

区分	免除対象者	免除内容
ア	<p>【基礎水泳指導員及び水泳指導員資格を目指す者】</p> <p>対象競技：競泳、飛び込み、水球、シンクロ、OWS</p>	(実技講習) 基礎及び実践技術
	<p>(公財) 日本水泳連盟が選考した国際大会出場者 オリンピック、世界選手権大会、アジア大会、パンパシフィック大会 ユニバーシアード大会、ワールドリーグ大会 国内大会 日本選手権大会、国民体育大会、日本学生選手権大会 日本高等学校選手権大会 日本短水路選手権大会</p>	個人メドレー  (検定試験は 免除しない)
イ	<p>日本赤十字社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水上安全法指導員</li> <li>○救助員資格保持者</li> <li>○救急法指導員</li> <li>○救急員資格保持者</li> </ul>	(実技講習) 心肺蘇生
	<p>消防機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防上級救命講習修了者</li> <li>○上記の指導に当たる資格保持者</li> </ul>	(検定試験は 免除しない)
ウ	<p>本連盟日本泳法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「練士」以上保持者</li> </ul>	(実技講習) 日本泳法（横泳ぎ）  (検定試験は 免除しない)
エ	<p>【コーチ資格への受講を条件とする者】</p> <p>対象競技：競泳、飛び込み、水球、シンクロ、OWS</p>	審査の上、基礎水泳指導員講習及び検定を免除する
	<p>(公財) 日本水泳連盟が選考した国際大会出場者及び選手を育成した監督・コーチ オリンピック、世界選手権大会、アジア大会、パンパシフィック大会 ユニバーシアード大会、ワールドリーグ大会 <input type="checkbox"/> 国内大会 日本選手権大会において8位入賞以上の出場者及び選手を育成した監督・コーチ</p>	

註1) 対象者は、申し込み時点で区分に該当している者

(講習・検定試験申し込み後に、新たに対象者となっても免除できない。)

註2) 第2条(1)の免除対象者は受講料・受験料の免除がないので、講習については出来る限り参加することを勧める。特に選手登録を終了してから長期間経過している場合は、講習会に参加するように勧める。

# 基礎水泳指導員・公認水泳指導員専門科目養成講習会 講習免除 申 請 書

(公財) 日本水泳連盟  
加盟団体 会長 様

許 可	免除条項	時間数	免除認定者 氏名	印	免除認定者は、各加盟団体理事長又は地域指導者（普及）委員長とする。及び日水連コーチ委員会委員長
	アイウ			印	

免除申請者氏名		住所 〒	性別	年齢
		Tel	男・女	

免除条項		免除申請内容			
ア 15 時間 免除	国際大会 全国大会	大会名		出場年度	
		記録（参考）又は種目			
イ 心肺 蘇生 4 時間 免除	日本赤十字社 消防機関	資格名		取得年月日	
		取得場所（都道府県）			
ウ 3 時間 免除	日本泳法	資格名		取得年月日	
		取得場所（都道府県）			
参 考					

以上により講習時間の免除を申請します。  
 なお、申請内容に誤りや、偽りがあった時、資格取得前の場合は検定試験受験資格を失い、資格取得後の場合は資格は失効となることに同意します。  
 （なお、講習会、受験料、登録料等の費用の返却請求は致しません）

平成 年 月 日

免除申請者 氏名

印